

NB 沖縄 会員規約

第1条（名称）

本クラブは株式会社 NB 沖縄（略称 NB 沖縄）と称します。

第2条（所在地）

本クラブは沖縄県南風原町津嘉山 1535 番地に置く。

第3条（目的）

- 1) 本クラブは運動を通して沖縄の元気を取り戻し、「わははから健康へつなぐ」日本一長寿県を目指します。
- 2) 出来なかつたことができるようになるという、感動的な瞬間を子供から大人まで共に分かち合い、やる気を引き出していくきます。
- 3) 競技水泳において、小さな島、沖縄からオリンピック選手を育成することを目指します。
- 4) 世代を超えたコミュニティーをつくり、沖縄の心・文化を次世代に引き継ぎ、心豊かな生活を促進することを目的とします。

第4条（指導時間）

会員は定められた、各コース曜日・時間の中で指導を受けることができます。

第5条（指導内容）

本クラブは、各プログラムに応じた指導員を置き、指導内容については、指導部会議により決定します。

第6条（入会条件）

本クラブへの入会は、次の項目全てを満たすこととします。

- 1) 各コースで定められた条件に該当し、本クラブの趣旨に賛同した者とします。
- 2) 本クラブの施設利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。
- 3) 医師により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された方。
- 4) 他のお客様に伝染または感染する恐れのある疾患有しない方。
- 5) 本規約に同意いただくこと。
- 6) 暴力団関係者ではないこと。
- 7) 刺青（ファッショントゥーを含む）をされていないこと。

第7条（入会）

入会希望者は、下記の書類に必要事項を記入し、入会金・登録料を添えて提出します。

- 1) 入会申込書
- 2) 誓約書及び保護者承諾書
- 3) 健康調査書（本クラブ所定用紙）
- 4) 本クラブへ入会するにあたり、医師により運動を禁止されておらず、また普段より自分自身の健康状態には充分な配慮をしており常に自己責任において運動に参加していただきます。
- 5) 会員は運動およびスポーツが、その性質上少なからずの危険性を伴うものであることを認識し、本施設を利用する際には、各自の責任において体調、安全を配慮するとともに、自己または他のお客様が怪我や事故に合わないよう相互に配慮するものとします。

※但し、持病をお持ちの方は、医師の診断書を必要とする場合があります。

第8条（入会金・登録料・月会費）

本クラブは入会金・登録料のほかに、別に定めるコース別月会費を納入しなければなりません。但し 1 家族 2 名以上入会する場合は 2 人目より入会金免除とします。

入会金・登録料・2 カ月分の月会費は入会時に納入り、以後の月会費は預金口座自動振替により毎月 10 日に指定口座より引き落といたします。納入していただいた入会金・登録料、及び月会費は、返金いたしません。

第9条（休会・退会）

会員自身の都合により休会・退会をしようとする場合は、所定の用紙に必要事項を記入し本クラブ受付に前月 25 日までに届出をしなければなりません。

- 1) 会員が、当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で休会・退会の意志を伝えた場合といえども、当社所定の休会・退会手続きを終えない限り、休会・退会とはみなされません。会員は、休会・退会を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続します。会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払い義務が存続することを十分に認識するものとする。

第10条（休館及び臨時休館）

本クラブは、施設整備その他の止むを得ない事由により休館することがあるが、本クラブ側の事由により休館する場合は、あらかじめ会員に通知します。暴風雨 警報発令及びその他止むを得ない事由により練習できない時は、臨時休館をする場合があります。

第11条（会員モラル）

会員は下記の事を厳守すること。

- 1) 施設内では、職員の指示に従い使用ルールを守ること。
- 2) 秩序を守り本クラブの目的に添う様努力すること。
- 3) チームワークを守り協力して、楽しく真面目なスポーツマンらしい行動をとること。
- 4) 公式競技会に出場する会員は、NB 沖縄の所属で出場すること。

第12条（表彰）

会員の中より泳力・記録・マナー・出席の点で優れた会員を指導部会の推薦により表彰します。

第13条（進級）

1) 各コースの進級は進級テストにより認めます。

2) 選手育成コース及び選手コースへ進級・入会する者は、本クラブの設定する基準に準ずる者、あるいは選手指導員が認定する者に限ります。

第14条（禁止行為）

会員は、次の行為をしてはいけません。

1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフに対し本クラブを誹謗・中傷すること。

2) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

3) 本クラブの施設内の秩序を乱す行為。

4) 本クラブ又は施設スタッフに対しカスタマーハラスメントを行う行為。

5) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

第15条（施設利用停止・クラス参加停止・退会勧告）

1) 酒気帯び・その他安全上正常な施設利用ができないと当クラブが判断した場合、不適当な疾病あるいは不安のある者は、当クラブの判断にて施設利用停止・クラス参加停止、又は退会を勧告することができる。

第16条（除名）

会員が本クラブの目的、規則に違反したと時、或いは本クラブの名誉を傷つけたり秩序を乱した場合は、当該会員を除名することができ、会員資格を失います。

第17条（持込物・忘れ物に関する取扱い）

- 1) 本クラブは会員が施設に持ち込んだものを預かりません。会員は持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
- 2) 本クラブは故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の減失または毀損について賠償する責任を負いません
- 3) 会員が施設に持ち込んだ食品、衛生用品、その他腐敗・劣化のおそれがある物品については衛生管理上の理由により、即日または短期間で処分するものとします
- 4) 本クラブで拾得された忘れ物等について、拾得日から2ヶ月以内に引取りがなかった場合は当該放置したものに関する一切の権利を放棄したものと見なします。
- 5) 本条の定めは、会員が退会した場合も引き続き適用されるものとします。

第18条（管理責任）

本クラブ内において、会員規則に従わないで発生した事故、盗難、損害については一切責任を負わないものとします。

第19条（退会返金）

退会後、3ヵ月以上放置した場合返金しません。

第20条（入会キャンセル）

入会手続き後キャンセルする場合、手数料（¥2,000 税抜）を頂きます。

第21条（規約退会）

会費未納、若しくは長期のご利用がない場合、本クラブ判断により退会手続きを行うことができる。

（長期未納などは、再入会をお断りする場合があります。）

第22条（保険）

施設内での偶発的な事故で怪我等を負った場合は、利用者に対し本クラブ加入保険にて対応とする

（但し、利用者の故意・不法行為等にあたる場合は、この対象ではない）

第23条（規約の改正）

原則として、本クラブは1か月前までに会員に告知または通知することにより、本規約を改正することができ、改正した本規約の効力は、全会員に及ぶものとする。

第24条（告知方法）

本規約における会員への告知方法は、施設内への掲示及びホームページに掲載する方法とします。

附則 2026年2月1日改定施行します

以上